

鳥取県新たな女性の活躍機会の発掘・創出支援事業に係る業務委託公募型プロポーザル実施要領

(業務目的)

第1条 この実施要領は、鳥取県新たな女性の活躍機会の発掘・創出支援事業に係る業務委託（以下「業務」という。）について、参加しようとする者が提出する企画提案書等を比較検討し、本業務の委託先を決定するために行う公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）の手續きに関して必要な事項を定める。

(業務内容)

第2条 本業務の内容は、別添鳥取県新たな女性の活躍機会の発掘・創出支援事業に係る業務実施仕様書（以下「仕様書」という。）による。

(予算額)

第3条 予算額は、金3,956,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）とする。

(業務期間等)

第4条 業務期間は、契約締結の日から令和6年3月10日までとする。

2 契約者及び契約担当部局は、次のとおりとする。

(1) 契約者

鳥取県知事 平井伸治

(2) 契約担当部局

鳥取県令和新時代創造本部女性活躍推進課

電話 0857-26-7077 ファクシミリ 0857-26-8196

電子メール jyosei-katsuyaku@pref.tottori.lg.jp

(参加資格要件)

第5条 本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件の全てを満たす法人格を有した者とする。

- (1) 鳥取県内に本店、支店、営業所又はその他の事業所等を有し、当該事業所等に従業員が常駐している者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 本件調達公告日から同月31日（月）までのいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付出第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。
- (4) 本件調達公告日から同月31日（月）までのいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手續開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手續開始の申立てがなされていないこと。
- (5) 鳥取県との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。

(スケジュール及び実施要領等の交付)

第6条 契約の締結に至るまでの手續及び時期は、次のとおりとする。ただし、状況に応じて変更する場合がある。

(1) 調達公告

令和5年7月5日（水）

(2) 参加表明書の提出期限	令和5年7月18日(火)
(3) 質問受付期限	令和5年7月21日(金)
(4) 企画提案書の提出期限	令和5年7月31日(月)
(5) 審査会開催	令和5年8月上旬
(6) 審査結果の通知	令和5年8月上旬
(7) 契約締結等の協議及び見積依頼	令和5年8月中旬
(8) 契約締結	令和5年8月中旬以降

2 本プロポーザルの実施要領等を、本件調達の公告日から同月31日(月)までの間、インターネットの鳥取県令和新時代創造本部女性活躍推進課(以下「担当課」という。)のホームページ(<https://www.pref.tottori.lg.jp/danjyo/>)に掲載するとともに、希望者には次により直接交付する。

(1) 交付期間及び時間

本件調達の公告日から同月31日(月)までの間(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する祝日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで

(2) 交付場所

〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目220
鳥取県令和新時代創造本部女性活躍推進課

(参加表明書等の提出)

第7条 本プロポーザルに参加しようとする者は、次条に規定する企画提案書等の提出に先立ち、参加表明書(様式第1号)、公募型プロポーザル参加資格確認書(様式第2号)を令和5年7月5日(水)から同月18日(火)午後5時15分までに第4条第2項第2号の場所に提出すること。

2 前項の提出は、持参、郵送又はファクシミリ若しくは電子メールによる送信の方法により行うこととし、郵送又はファクシミリ若しくは電子メールの方法による場合は、同月18日(火)午後5時15分までに到着したものに限り受け付ける。郵送又はファクシミリ若しくは電子メールをしたときは担当課(電話番号0857-26-7077)へ電話連絡を行うこと。なお、郵送に当たっては、書留郵便(親展と明記すること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展と明記すること。)によること。

3 第1項の規定に基づき提出された書類により、本プロポーザルへの参加資格の有無について審査を行う。

(企画提案書等の作成及び提出)

第8条 企画提案を行う者(以下「提案者」という。)は、企画提案書(様式第3号)に必要事項を記入の上、令和5年7月31日(月)午後5時15分まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する祝日を除く。)に担当課へ6部(正本1部、副本5部)を提出すること。

2 前項の提出は、持参又は郵送により行うこととし、郵送による場合は、同月31日(月)午後5時15分までに到着したものに限り受け付ける。郵送したときは担当課(電話番号0857-26-7077)へ電話連絡を行うこと。なお、郵送に当たっては、書留郵便(親展と明記すること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展と明記すること。)によること。ただし、企画提案書の提出は、第7条第1項

に掲げる有効な提出書類を第7条第1項及び第2項の提出期限までに提出した者に限る。

3 提案者は、業務実施体制、実施責任者、事業所概要等について追加説明資料を担当課より求められた場合は、速やかにこれを提出すること。

(質問の受付)

第9条 企画提案書等の作成にあたって質問がある場合は、令和5年7月21日(金)午後5時15分までに担当課へ電子メール(任意様式とするが質問内容を端的にわかりやすく記載すること。)により提出すること。当該方法以外の方法による質問の提出は、受け付けない。なお、電子メールを送信する際は、件名に「鳥取県新たな女性の活躍機会の発掘・創出支援事業に係る業務委託」と記載すること。

2 前項により提出された質問及び当該質問に対する回答は、令和5年7月27日(木)までにインターネットの担当課のホームページ(<https://www.pref.tottori.lg.jp/danjyo/>)に掲載する。

(審査会の設置)

第10条 鳥取県は、企画提案等の順位を決定するため、新たな女性の活躍機会の発掘・創出支援事業に係る業務委託公募型プロポーザル審査会(以下「審査会」という。)を設置する。

2 審査会は、企画提案等の内容を評価し、順位を決定するものとする。

3 審査会は、4名(鳥取県職員以外の創業支援・女性活躍支援関係有識者を2名以上含む。)で構成し、委員長及び委員を置くものとする。

4 審査に当たっては、以下により提案者によるプレゼンテーションを実施する。

(1) 日時 令和5年8月上旬(予定)

(2) 場所 鳥取県東町一丁目220 鳥取県庁内会議室(又はオンライン開催)

(3) その他

ア プレゼンテーションは、1提案につき15分以内(時間厳守)とし、その後15分の質疑応答時間を設ける。

イ 開催日時、集合時間、場所等については、別途提案者に通知する。

(評価方法)

第11条 鳥取県は鳥取県新たな女性の活躍機会の発掘・創出支援事業に係る業務委託公募型プロポーザル評価要領(以下「評価要領」という。)を定め、審査会は当該評価要領に基づいて評価を行う。

(提案者の失格)

第12条 鳥取県は、提案者のうち審査委員に事前に働きかけ等を行ったものについては失格とする。

(最優秀提案者の選定方法)

第13条 審査会による評価により最も高い得点を得た者を最優秀提案者として選定する。なお、最優秀提案者以外の者についても、得点順に順位付けを行う。ただし、企画提案書の提出が期限に遅れた場合、又は審査結果に影響を与えるような不適切な行為が認められた場合は審査対象外とする。

(審査結果の通知及び公表)

第14条 鳥取県は、審査結果を提案者全員に文書で通知するものとし、全ての提案者の順位及び得点並びに最高順位の提案者名をインターネットの担当課のホームページ

(<https://www.pref.tottori.lg.jp/danjyo/>) で公表する。なお、審査結果の通知については、当該通知の相手方の順位及び得点のみ記載する。

(契約の締結)

第 15 条 鳥取県は、第 13 条により最優秀提案者として選定された者と契約締結の協議を行い、見積書を徴して契約を締結する。この協議には、企画提案書等の趣旨を逸脱しない範囲内での内容の変更の協議も含む。協議が不調となった場合又は当該契約の相手方候補者が企画提案書等の提出の日から契約締結日までに指名停止措置を受けた場合は、当該候補者との契約を行わず、第 13 条により順位付けられた上位の者から順に契約の締結の協議を行う。

(企画提案書等の取扱い)

第 16 条 企画提案書等の取扱いについては、次のとおりとする。

- (1) 企画提案書等は、原則として返却しない。
- (2) 鳥取県に提出された書類は、提案者に無断で本プロポーザル以外の用途には使用しないが、鳥取県情報公開条例（平成 12 年鳥取県条例第 2 号）に規定に基づく開示請求があった場合には、原則開示するものとする。この場合において、個人情報のほか法人等の正当な利益を害する情報は、非開示とするが、法人等の正当な権利を害する情報かどうかの判断が困難なため、企画提案書その他提出する書類には、これに該当する情報は記載しないこと。
- (3) 選定された者の企画提案書等に係る著作権の帰属については、契約時に取り交わす契約書により定めるものとする。ただし、契約締結前には提案者に帰属するものとする。また、選定されなかった提案者の企画提案書等に係る著作権は、提案者に帰属するものとする。鳥取県は、提案者に対して、企画提案書等に係る著作権の使用に係る一切の対価を支払わないものとする。
- (4) 企画提案書等の提出後の差替え及び追加、削除等は原則として認めない。
- (5) 企画提案書等の作成、提出に係る費用等本プロポーザルの参加に係る費用は、提案者の負担とする。

(契約の解除)

第 17 条 契約の相手方（以下「受注者」という。）が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる旨を契約書に記載するものとする。なお、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当することを理由に鳥取県が契約を解除するときは、受注者は違約金として契約金額の 10 分の 1 に相当する金額を鳥取県に支払わなければならない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
- (2) 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。
 - ア 暴力団員を役員等（受注者が法人の場合にはその役員及び経営に事実上参加している者を、受注者が任意の団体にあってはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含むものとする。以下同じ。）とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。
 - イ 暴力団員を雇用すること。
 - ウ 暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。

- エ いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。
- オ 暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。
- カ 役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交流をすること。
- キ 暴力団若しくは暴力団員であること又はアからカまでのいずれかに掲げる行為を行う者であると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他の業務を下請等させること。

(その他)

第 18 条 この実施要領に定めるもののほか、本プロポーザルの実施に際し必要な事項は、鳥取県令和新時代創造本部女性活躍推進課長が別に定める。

- 2 次のいずれかに該当する場合は、提出された企画提案書等を無効とする。
 - (1) 第 5 条各号に掲げる参加資格要件のない者又は第 7 条第 1 項に掲げる有効な提出書類を第 7 条第 1 項及び第 2 項の提出期限までに提出のない者から企画提案書等が提出された場合。
 - (2) 虚偽の記載がなされた企画提案書等が提出された場合。
 - (3) 第 8 条第 1 項に規定する提出期限を過ぎて企画提案書等が提出された場合。
 - (4) 企画提案書等を提出した提案者が第 10 条第 4 項に規定するプレゼンテーションに参加しなかった場合。
 - (5) 審査会の審査の公平性を害する行為があった場合。
- 3 参加表明書の提出後又は企画提案書の提出後に本プロポーザルの参加を取り下げる場合は、速やかに担当課へ連絡するとともにその旨文書で通知すること。

附 則

この実施要領は、令和 5 年 6 月 30 日から施行し、契約の締結日をもって廃止する。